

アルゼンチンにおける輸入取引にかかる 関連手続きと諸税

～ 政府の管理強化と関税以外の諸税について ～

(2020年2月)

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

ブエノスアイレス事務所

ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ブエノスアイレス事務所が、現地法律事務所 Estudio Lopez Del Carril に作成委託し、2020年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Estudio Lopez Del Carril は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Estudio Lopez Del Carril が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ブエノスアイレス事務所
E-mail：ARB@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

アルゼンチンにおける輸入取引にかかる関連手続きと諸税

～ 政府の管理強化と関税以外の諸税について ～

アルゼンチンにおける輸入取引には、公共歳入連邦管理庁（以下、AFIP）のウェブサイト上に輸入の総合モニタリングシステム（SIMI）を通じて輸入業者が取引の事前申請を行う必要がある。品目によっては、非自動輸入ライセンス制度の対象となる場合もあり、申請者、輸入する商品、輸出元などの情報提供が求める同ライセンスの取得申請を行い、当局の承認が必要となる。

2019年12月10日に発足したアルベルト・フェルナンデス新政権は、2020年1月からさらに輸入取引の管理を強化した。工業・知識経済・対外通商庁は、全企業に対し、2020年貿易見通しの情報提供を要請している。AFIPのウェブサイトから、各企業が有する納税者番号およびアクセス用パスワードを用いて、詳細情報を提供するシステムだ。制度として公布された要請ではないが、各企業は次のような情報を提供するように義務付けられている。

- ① （生産を行っている企業の場合）2019年に生産した商品の種類、商品名、HSコード、各商品の生産量
- ② 2017年から2019年にかけて輸入した品目（資本財、消費財、完成品、サービス別）
- ③ 2017年から2019年において国内で販売した地場商品および輸入商品、実施した投資
- ④ 2022年までの3年間で輸入、販売、投資の見通し

これら詳細情報の提供は、各企業または各グループ企業から一度限りと伝えられている。見通し情報と異なる取引実績が判明した場合、当局よりどのような対応があるのかは明らかになっていない。

輸入取引の際の関税以外（詳細は、[関税制度](#)を参照）には、以下のようなその他諸税も存在する。

入取引に関連する主な諸税	
① 統計税	関税法（1981 年法律第 22415 号、第 762 条）に規定され、2019 年 12 月 23 日付官報で公布された社会連帯・生産性回復法（法律第 27541 号）第 49 条に基づき、税率は 3%とされている。消費財の輸入が対象であり、同税率は 2020 年 12 月 31 日まで有効。すでに免税措置を取得している商品、メルコスールからの商品は、対象外。
② 付加価値税 (IVA)	法律 23349 号および改正政令 280/1997、法律 27430 号に規定され、基本税率は 21%。 軽減対象：牛肉、野菜果実、資本財・情報機器・自動車産業用資材等については、10.5%。
③ 付加価値税追加取り立て (税)	AFIP 決議 3373/2012 に基づき、IVA 課税対象動産の確定輸入に課せられる。 2018 年 10 月 12 日付 AFIP 決議 4319/2018 および付属書 II、III に基づき、課税率は次のとおりと定められた。付属書 I に記載された品目は同課税の対象外。 (ア) 付属書 II に記載される品目で、IVA 基本税率 (21%) が課せられる動産輸入取引に対しては 10% (イ) 付属書 II に記載される品目で、IVA 基本税率の 50% (10.5%) が課せられる動産輸入取引に対しては 5% (ウ) 付属書 III に記載される品目で、IVA 基本税率 (21%) が課せられる動産輸入取引に対しては 20% (エ) 付属書 III に記載される品目で、IVA 基本税率の 50% (10.5%) が課せられる動産輸入取引に対しては 10%
④ 所得税追加取り立て税	AFIP 一般決議 3373/2012 に基づき、 ・ 輸入取引全般に対して税率 6% ・ 輸入業者個人の使用や消費目的の輸入取引に対しては 11%
⑤ 内国税	法律 24674 号、法律 27430 号によって制定され、税率は品目によって異なる。 対象：たばこ（最高 70%）、ビール（市販品は 14%、クラフトビールは 8%）、スピリッツ（26%、アルコール度数 10～29 度の場合は 20%）、非アルコール類（4～8%）、飲料（カフェインやタウリンを含むものは 10%）。電気電子製品は、ティエラ・デル・フエゴフリーゾーンで製造されるものは 0%。それ以外の国内で製造されるエアコン、冷蔵庫、電子レンジ、テレビ、携帯電話等は 10.5%で、2024 年までに 0%とするため毎年引き下げられる（2019 年は 9%、2020 年 7%、2021 年 5.5%、2022 年 3.5%、2023 年 2%） 自動車関連は、 <u>自動車などの課税対象金額と税率の変更</u> に関するレポートを参照のこと。
⑥ 総売上税追加取り立て税	州税であるため、州によって税率が異なる。ブエノスアイレス市の場合は、輸入取引に対し税率 2.5～3%。